## 定期監査結果報告の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査 を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定 により公表する。

令和7年11月28日

見附市監査委員 依田志郎 居 佐野統康

- 1 監査の対象 見附市市民税務課の令和6年度の業務
- 3 監査の着眼点 ・法令に適しているか
  - ・財務事務が正確に行われているか
  - ・最少の経費で最大の効果を挙げているか
  - ・組織及び運営の合理化に努めているか
- 4 監査の実施内容 あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿等に基づき、関係職員の説明を求め、見附市監査基準に準拠し、関係諸帳簿 類の照査を行い実施した。
- 5 監査の結果 上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった 事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。